

第6回三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会会議録

○会議名

第6回三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会

○日時

令和7年1月6日（月）13:30～15:00

○場所

三次環境クリーンセンター2階会議室

○出席者

【委員】

西村和之委員、三浦浩之委員、崎田省吾委員、池上裕章委員、福永要委員、佐々木義憲委員、畑中浩幸委員、馬場敦子委員、細川やよい委員、米澤厚子委員、細美健委員、上谷一巳委員

【事務局】

坂口福則クリーンセンター担当課長、山下泉水業務管理係長、長田瑞昭専門員、日本水工設計(株)広島支社 高橋健次長、坂本和隆課長

○欠席者

梵委員

○傍聴者

2名

○会議の内容

・第4次抽出の結果について

議事内容

- 1 総合評価の結果、応募地栗屋地区と No. 87 の2箇所を候補地として選定する。それぞれを順位付けすると、1位を応募地栗屋地区、2位を No. 87 とする。
- 2 ただし、選定しなかった No. 38、No. 39 も排除しない。

(委員からの質疑・意見)

- (1) 浸出水処理施設の規模は、埋立面積に応じて設定しているとのことだが、埋立面積とは、計画平面図の緑色の部分か。

事務局回答：ごみが埋め立てられる範囲であるため、緑色の部分だけでなく法面も含める。

- (2) ライフサイクルコストとして運搬経費を比較しているが、浸出水処理施設の維持費も施設規模によって変わってくるのであれば、浸出水処理施設の維持費もライフサイクルコストに計上しなくても良いのか。

事務局回答：候補地によって浸出水処理施設の規模が異なるが、いずれも 10～20 m³/日の範囲で大きな違いは無い。また、工事費を含めた全体の概算費用 20～30 億の規模を比較する上では、浸出水処理施設の維持費の違いが、大きな影響を与えることは無いと考える。

- (3) 総合評価の敷地の項目について、当初、最終処分場を問題なく設置できることが前提で選んだ候補地であるにも関わらず、最終処分場の設置可能性を評価するのはおかしくないか。
- (4) 候補地までの取付け道路の有無の違いもあるため、敷地の項目については、評価の仕方や表現を変えた方が良いのではないか。

事務局回答：敷地の項目での「最終処分場の設置可能性」とは、更にもう 1 箇所埋立地を設置できるか否かの視点で評価をしている。このことが分かるように表現を修正する。

委員長回答：拡張性という表現が良いかは検討が必要だが、評価の視点が分かるような修正を依頼する。

- (5) 例えば、概算費用の安い No. 87 を選定した場合、No. 87 の地元交渉に行って、地元の合意が得られなければどうなるのか。

事務局回答：応募地栗屋地区の地元交渉に移ることになる。地元交渉に期間を要することが心配であるため、合意形成が進んでいる応募地栗屋地区に初めから行きたいが、財政的なこともあり、No. 87 を無視することはできない。

- (6) 候補地を 1 箇所に絞り込むことを目的として委員会で議論をしてきたが、市の財政状況や、現在の処分場が満杯となるまでの期限があること、地元からの意見もあることを考えると、事務局が今後動きやすいように、1 箇所に絞るのは良くないと考える。

委員長回答：廃棄物処理法上で言えば、廃棄物の処理責任は市にある。委員会

で議論を進めてきたが、市の要望も考慮して良いと考える。
市として要望はあるか。

事務局回答：市の要望としては、委員会にて No. 87 と応募地栗屋地区の 2 箇所に絞り込みのみをお願いしたい。順位付けまですると、どちらかを優先して地元交渉を進めることになる。

- (7) 順位付けをするのは、観点によって変わるため難しいと思われる。
- (8) 一番心配なのは、No. 87 を選定して、地元交渉に期間を要してしまうことと思われる。
- (9) 別事業での話だが、委員会で評価した候補地で事業を進めようとしたが、地元交渉が上手くいかず、別の候補地で事業が進められることになった例がある。委員会の評価だけで候補地を決め切ったり、評価の低かった候補地を排除したりすべきではない。
- (10) 応募地栗屋地区は、市負担額が約 17 億円であるが、市民 1 人当たりに換算すると年間で 2,300 円ぐらいである。ごみを捨てると言うことは、トイレを使うことと同じようなことであり、そのために必要な金額と言われれば、そこまで高額では無いと考える。

委員長回答：今までの意見をまとめると、市としては 2 箇所に絞り込んでほしいとのことなので、No. 87 と応募地栗屋地区の 2 箇所を選定してはどうかと考える。

また、現在の処分場の期限があるため、事業の迅速性の観点から、応募地栗屋地区を優先としてはどうかと考える。

そして、但し書きとして、No. 38、39 の候補地も排除しない旨を記載しておく。

ということよろしいか。

他委員回答：異議なし。

- (11) 情報公開はどのようにするのか。

事務局回答：2 月 6 日の市長提言では、候補地選定の概要をまとめた資料を公開する。そして、3 月市議会に係る議会全員協議会での説明後に、位置図も含めた委員会の資料を公開することを考えている。
公開する資料での候補地の表記方法など、詳細は委員長と協議して決定する。

以上